

西千代ヶ丘自主防災会規約

【名 称】

第1条 この自主防災会の名称は、西千代ヶ丘自主防災会（以下「防災会」という）と称する。

【事務所の所在地】

第2条 防災会の事務所は西千代ヶ丘集会所に置く。

【組 織】

第3条 防災会は、西千代ヶ丘自治会に加入する自治会員をもって組織する。

第4条 防災会は、住民の隣保協同の精神に基づき、自主的な防災活動を行い、地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という）による被害の防止および軽減を図ること。そして「被災のない、安全、安心なまち」づくりを目的とする。

第5条 防災会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災活動の普及啓発に関すること
- (2) 災害発生時における安否確認・情報収集・状況連絡、初期消火、救出・避難誘導
- (3) 応急手当ておよび、日常における防災情報の収集・伝達等の活動に関すること
- (4) 災害等を防ぐための巡視活動の実施に関すること
- (5) 防災訓練、安否確認訓練の実施に関すること
- (6) 災害時に使用する資機材の整備・管理（備蓄含む）に関すること
- (7) その他防災会の目的を達成するために必要な事項

【役 員】

第6条 防災会に次の役員を置く。

- | | | |
|---------|-----|----------------|
| (1) 会 長 | 1 名 | 自治会危機管理防災担当が兼務 |
| (2) 副会長 | 1 名 | 自治会会長が兼務 |
| (3) 顧 問 | 1 名 | |

【会 義】

第7条 防災会の会議は定例とし、全体会議と代表者会議に分けて開催する。

(1) 定例全体会議は年3回(1.5.10月)開催し、開催日は原則第2土曜日午前中とする。
出席対象者は防災会役員、委員全員で構成する。

(2) 定例代表者会議は年9回（1.5.10月を除く）開催し、開催日は原則第2土曜日午前中とする。

出席対象者は防災会役員、各班リーダー・サブリーダーで構成する。

第8条 会議は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正について
- (2) 防災計画の作成及び改正について
- (3) 活動計画に関すること
- (4) 予算検討・決定・決算に関すること
- (5) その他、定例会が特に必要と認めたこと

【防災計画】

第9条 防災会は、災害等の被害防止および軽減を図るために、防災計画を別途作成する。

- (1) 災害等の発生時における防災会の組織編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること
- (3) 防災訓練、安否確認訓練の実施に関すること
- (4) 災害等の発生時に情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出・救護及び避難誘導
- (5) 災害時の資機材等の備蓄及び管理に関すること
- (6) 都度必要に応じて災害時要支援者の選定に関すること
- (7) その他必要な事項

【会 計】

第10条 防災会の運営に関する費用は、自治会会費をもって充てる。

【雑 則】

第11条 本規約の運営・活動について従来の内容から継承する事があれば、都度、防災会で協議して定める事ができる。

(2)本規約に定めていない事項で防災会の運営に必要な事項は法令・条令にもとづき会長が防災会に諮り定めること

(3)防災用トランシーバー10台は防災会が管理し各班リーダー、サブリーダーが保管すること
但し、災害対策本部は2台、災害時要連絡班は1台、スマホPJ班は無しとする

【付 則】

この規約は2025年4月1日から実施する。